公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年10月15日

東北地方整備局長　西村　　拓

１　処分をした年月日　令和７年９月16日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ＭＣＣ　岩橋　良太　福島県双葉郡双葉町大字両竹字稲荷迫　248－３　国土交通大臣許可（特－03）第24354号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年９月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

令和７年度公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格の登録の申請及び登録の更新について

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年国土交通省告示第1107号）第３条第５項の規定により、次のとおり公告する。

令和７年10月15日

国土交通大臣　中野　洋昌

１　申請書の提出期間　令和７年10月16日から令和７年11月18日まで

２　その他申請にあたっての必要な事項は、国土交通省大臣官房技術調査課のホームページに掲載する「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録申請の手引き」及び「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録更新の手引き」を参照のこと。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告